

【諮詢第53号】

10川公審第9号  
平成10年9月1日

川崎市長 高橋 清様

川崎市公文書公開審査会  
会長 藤原淳一郎

公文書閲覧等請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成8年7月3日付け8川下中管第166号をもって川崎市長から諮詢のありました公文書閲覧等請求の非公開処分に係る不服申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書については、申請者の電話番号及び印影、建物所有者の印影、連帯保証人の住所・氏名・印影・電話番号、金融機関名、決定貸付金融資額、工事精算額を非公開とした決定は妥当であるが、その他を公開すべきである。

印鑑登録証明書、市県民税納税証明書、申請者用並びに完成届用水洗便所設備資金算定表、水洗便所設備費（助成交付・融資）特別申請書を非公開とした決定は妥当である。

排水設備新設・増設・改築（くみ取り・浄化槽）計画確認申請書のうち、申請者の電話番号及び印影、建物所有者の印影、施行業者の代表者印影、排水設備工事責任技術者の印影を非公開とし、その他を公開すべきである。

設計図及び完成図のうち、公共下水道に接続された汚水までを公開すべきであり、その他の非公開は妥当である。

工事場所案内図は公開すべきである。

排水設備工事完成届兼使用開始届のうち、届出人の電話番号及び印影、施工業者の代表者印影、排水設備工事責任技術者の印影を非公開とし、その他は公開すべきである。

## 2 不服申立ての趣旨及び経緯

（1）不服申立人は、平成8年6月4日、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、「宅地内、公共下水道接続施設より下水道本管に接続した際の全ての書類（工事申請書、図面）」の閲覧等の請求（以下「本件請求」という。）をしたが、実施機関は同年6月12日、本件公文書を公開すると当該個人の住所、氏名、印鑑登録証明書、年収、居住状況等の個人生活事項が明らかとなるとして条例第7条1項1号に該当することを理由に非公開処分をした。

（2）不服申立人は、前項の処分を不服として、同年6月27日付けで条例第14条1項に基づき、前項の処分の取消しを求めて不服申立てを行った。

（3）当審査会は、平成8年7月3日付けで諮詢を受け、同年8月30日付けで実施機関から非公開理由説明書の提出を受け、同年10月16日付けで不服申立人より意見書の提出を受け、平成10年4月11日に不服申立人及び補佐人から口頭による意見を聴き、同年5月9日実施機関から事情聴取を行った。（当審査会諮詢第53号事件）

なお、不服申立人は他に4件（当審査会諮詢第54号ないし57号事件）の申立てを行った。これらはすべて近隣の下水道工事に関する一連の申立てであったため、口頭意見陳述及び事情聴取を併合して同日に取り行ったものである。

## 3 不服申立人の主張要旨

平成8年6月27付け不服申立書及び平成8年10月16日付け不服申立人の意見書並びに平成10年4月11日の不服申立人の意見陳述によれば、不服申立人の主張は概要以下のとおりである。

（1）申請書等に記載された当該個人の住所、氏名、電話番号は図書館等で容易に確認でき拒否する必要はないのではないか。

- (2) 公共工事であるので公開すべきである。なぜなら、平成2年9月20日の下作延地区ほか下水枝線第2号工事説明会の時、「この工事は、公共工事である」と再三、市職員が説明していた。
- (3) 公開することが公益上必要と認められるものは公開すべきである。公益とは国家社会の利益であり、この場合の社会の利益とは市民の利益であるからその利益を守るためにには公開すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

- (1) 本件請求に係る対象文書（以下「本件対象文書」という。）は次のとおりである。

ア 水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書  
イ 排水設備新設・増設・改築（くみ取り・浄化槽）計画確認申請書  
ウ 申請者用並びに完成届用水洗便所等設備資金（助成交付・融資）算定書  
エ 設計図  
オ 完成図  
カ 水洗便所設備費（助成交付・融資）特別申請書  
キ 工事場所案内図  
ク 印鑑登録証明書  
ケ 市県民税納税証明書  
コ 排水設備工事完成届兼使用開始届

- (2) 本件対象文書の性格は次のとおりである。

本件対象文書は、下水道法第10条1項及び第11条の3、川崎市下水道条例第4条及び第5条、同条例施行規則第6条に基づき、個人が排水設備を設置し、下水を公共下水道に排水するにあたって川崎市長に提出する排水設備計画確認申請書関係文書並びに川崎市水洗便所設備費助成に関する条例及び同条例施行規則第2条及び川崎市水洗便所等設備資金融資要綱の規定に基づき、個人がし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続するにあたって、その設備費助成金の交付及び設備費資金融資を受けるため川崎市長あてに申請する文書である。

- (3) 非公開とした理由は次のとおりである。

本件対象文書は、次のように個人の住所、氏名、財産及び居住状況等の個人生活事項に関する事項が詳細に記載されており、本件対象文書の全体が個人生活事項に関する情報に該当する。また、特定の個人に係る本件対象文書が、条例第7条1項1号の個人生活事項について特定の個人が識別される情報に該当するため、非公開とするものである。

ア 本件対象文書の記載欄の項目について

- (ア) 水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書

申請者住所、氏名、印影、電話番号、連帯保証人住所、氏名、電話番号、印影、申請者との関係、使用者住所、氏名、建物所有者住所、氏名、印影、助成金申請額、金融機関名、調査事項、設備別（大便器数）決定助成金、決定貸付金融資額、工事情算額

- (イ) 排水設備・増設・改築（くみ取り・浄化槽）計画確認申請書

申請者住所、氏名、印影、電話番号、使用者住所、氏名、建物所有者の承諾に係る当該建物所有者住所、氏名、印影、施工業者の所在地、名称、代表者氏名、電話番号、印影、排水設備工事責任技術者資格番号、氏名、印影、業者コード、処理区、下水道方式（合流式、分流式の区分）、雨水排水設備の有無、工種（新設・増設、くみ取り改造、浄化槽改造、対象外くみ取り改造、対象外浄化槽改造の区分）、水栓数、確認設備数、水栓番号、告示年月日、備考

（ウ）申請者用並びに完成届用水洗便所等設備資金（助成交付・融資）算定表

申請者氏名、設備（浄化槽、便槽）、金額、大便器数、金額、排水管（污水管・設計延長、雨水管・設計延長）金額、融資対象工事費計・設計額、変更額、助成金申請額、決定額、排水設備工事費契約額、変更契約額、融資希望額、融資限度額、変更限度額、決定額

（エ）設計図

受付番号、申請者氏名、排水及び建物面積、排水設備の配管、排水ますの位置、風呂場、便所の位置等の居住状況

（オ）完成図

受付番号、申請者氏名、排水及び建物面積、排水設備の配管、排水ますの位置、風呂場、便所の位置等の居住状況

（カ）水洗便所設備費（助成交付・融資）特別申請書

受付番号、申請者住所、氏名、印影、電話番号、家屋所有者住所、氏名、印影、電話番号、義務期限までに改造できなかった理由記載欄、調査事項記載欄、川崎市水洗便所設備費助成に関する条例該当・不該当記載欄、調査員印影、水洗化台帳コード番号、告示年月日、調査番号、適用番号、上水番号、種別、業者名、

（キ）工事場所案内図

（ク）印鑑登録証明書

（ケ）市県民税納税証明書

（コ）排水設備工事完成届兼使用開始届

確認欄、受付年月日、届出入住所、電話番号、氏名、印影、使用者住所、氏名、施工業者の所在地、名称、代表者氏名、電話番号、印影、排水設備工事責任技術者資格番号、氏名、印影、処理区、下水道方式（合流式、分流式の区分）、雨水排水設備の有無、工種（新設・増設、くみ取り改造、浄化槽改造、対象外くみ取り改造、対象外浄化槽改造の区分）、水栓番号、工事期間（着工、完成）、不合格、合格の年月日、検査番号、検査員氏名、印影

## 5 審査会の判断

（1）対象文書について

不服申立人は隣接する特定宅地内の「公共下水道接続施設より下水道本管に接続した際の全ての書類」を対象として閲覧を求め、閲覧請求時点には平成6年4月18日

付けの申請書並びに添付書類（以下「旧文書」という。）が提出されていた。

しかし、この申請書により始められた工事は、不服申立人の抗議により中止され、その後、不服申立人より工事を行うようにとの要請があったため、この要請に沿って申請人が工事を行うためには、申請人の印鑑及び施工業者の名称に関連して、申請書の再提出が必要となったため、平成9年1月28日に平成6年4月18日付けの申請書が取り下げられ、同時に当該書類は申請人に返還されることにより、事後的に旧文書がなくなった。

平成9年2月19日付けで新たな申請書が提出され、これに基づき工事がなされた。

そこで、実施機関は、非公開理由説明書を作成した段階における旧文書とは異なる新文書（以下、平成9年2月19日提出の文書を「新文書」という。）を対象文書として当審査会のインカメラ審査の場面に提出した。

当審査会としては実施機関が本件公開請求対象文書原本を返還し、写しによる経過文書すら残さなかったことについては、問題があると考える。確かに、助成金や融資が実行される以前に申請者自身が差し替え（取下げと再提出）をする自由はあるが、実施機関としてはいやしくも行政不服審査法上の不服申立ての対象となっている公文書について写しの保管すらせずに、申請対象文書の返還を行うことによる文書不存在の状態を生ぜしめることは避けるべきであったと考える。

次に、現在公文書として存在する新文書が不服申立人の求める対象文書であるかにつき検討した。

仮に、不服申立人としては再度、現時点において閲覧請求をするならば、新文書が対象となることは明らかであり、かかる無用の手間を不服申立人に要求することは、条例の趣旨に反すると考える。

実施機関が本件請求の対象となる文書が新文書であることにつき争わないことに加えて、不服申立人の不服申立ての趣旨は、あくまで現実になされた本件工事について「公共下水道接続施設より下水道本管に接続した際の全ての書類」の閲覧の請求であるため、閲覧請求の趣旨に即して、現実になされた工事に関して現存する新文書を対象文書とすべきであると判断した。

## （2）個人生活事項性について

水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書及び関連書類については、登記簿謄本等から、あえて非公開とするまでもなく既に公然性を持つものに関しては公開とし、その他は、基本的に個人生活事項に属すると考える。

したがって、対象となる文書のうち、印鑑登録証明書、市県民税納税証明書、申請書用並びに完成届用水洗便所設備資金算定表、水洗便所設備費（助成交付・融資）特別申請書は個人生活事項に該当し、これらを公開する理由はない。

また、水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書の中の申請者の電話番号及び印影、建物所有者の印影、連帯保証人の住所・氏名・印影・電話番号、金融機関名、決定貸付金融資額、工事精算額も同様の理由で非公開が相当である。

ただし、汚水ます自体は個人所有の排水施設であるが、汚水ますから下水道本管までの下水管については、公共下水道接続施設であって、個人生活事項には該当しない。

したがって、設計図及び完成図のうち、汚水ますと下水道本管をつなぐ下水管に関

する部分は、下水道法第2章、下水道条例第3章にいう公共下水道であって個人生活事項ではなく、条例第7条1項1号に該当せず、公開することが妥当である。

### （3）公益上の必要性について

下水道工事には助成金が出され、融資もされうる点、及び仮に不備な工事の場合には近隣に影響を及ぼすという点において、一定の公共的性格を持つため、その限度で公開することが公益上必要と認められ、条例第7条1項1号ウにより公開すべき部分も本件文書の中には存在すると考えられる。

本件において、ある特定の申請者の申請の有無、また、当該申請者がどの業者に工事をさせたか、排水設備工事責任技術者は誰であるか、及び処理区、下水道方式、雨水排水設備の有無、工種、水栓番号については、公的な資金の使途並びに下水道工事の結果接続された下水管等の近隣に対する影響という公共的性格に照らして、条例第7条1項1号ウにより公開すべき公益上の必要性があると判断した。

設計図及び完成図のうち、汚水ますと下水道本管とを接続する下水道が公共下水道であることにつき前述したが、これは私有地内の施設でありながら公益的性格を持つという下水道の性格を表現している。

下水道施設の汚水ますの位置は公共下水道の終点として自ずから明瞭であり、さらに、汚水ますの種類（1号型、2号型、3号型）に関しても、ますの蓋を見ることによって明白である。

汚水ますそれ自体とこれに接続する私有地内の公共下水道との公益性の異同を検討するに、汚水ます自体も、万一不備な場合に近隣に影響を及ぼす点において相違ない。

したがって、設計図及び完成図における汚水ますの表示そのものも、公開する公益上の必要があると考えられる。

これに比し、汚水ますより内側の下水管から便器の配置等は、個人生活事項としてプライバシー保護の要請が強く働く場面であると考えられる。

したがって、設計図及び完成図のうち、公共下水道に接続する汚水ますの位置並びに種類は、公開すべきであるが、これに比し、個人生活事項としての性格が強い汚水ますから住宅よりの下水管の配置等は、非公開が妥当である。

川崎市水洗便所設備費助成に関する条例第3条によれば、助成金の最少金額は一律に決まっており、どの家庭にもトイレがあることが当たり前でもあるため、特にプライバシーとして保護するより、助成金が公正に適用されているかにつき市民の目が行き届くことの公益上の公開の必要性の方が高いと言わねばならない。

したがって、水洗便所等設備資金（助成交付・融資）申請書の助成金額については公開すべきである。これに対し、融資の有無並びに金額については、個人生活事項として保護すべきであって、非公開が妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。